

令和7年調布市教育委員会第10回定例会会議録

1. 日 時 令和7年10月29日午前10時00分～午前10時20分（0時間20分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教育長 栗原健

教育長職務代理者 白倉美智

委員 千田文子

委員 毛利勝

委員 白倉代助

1. 出席説明員 教育部長 阿部光

教育部参事兼次長 高橋慎一

教育部副参事兼
指導室長 小林力

教育総務課施設担当課長 奥山尚

教育総務課副主幹 廣田剛一

教育総務課副主幹 森木豊和

学務課長 佐藤龍

学務課主幹兼課長補佐 岡本広美

指導室学校教育担当課長 三井豊

指導室教育支援担当課長兼 平野良弥

教育相談所長 門田英朗

指導室学校経営支援担当主幹 海馬澤一人

指導室副主幹 久保田藤郎

指導室副主幹 原田勝

社会教育課長 泉健一郎

社会教育課課長補佐 小林光輝

東部公民館長 丸山義治

西部公民館長 福澤明

北部公民館長 小川香里

図 書 館 長 服 部 聖 治
図 書 館 主 幹 海老澤 昌 子
郷 土 博 物 館 長 早 野 賢 二
郷 土 博 物 館 副 館 長 平 原 孝 允
1. 事務局出席者 教育総務課総務係主任 陸 田 晃 生
教育総務課総務係主事 梅 野 恵 子
1. 会議録署名委員 教 育 長 栗 原 健
委 員 千 田 文 子

〈会議に付した事件〉

議案第34号 臨時代理の承認について（調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令）

○栗原教育長 おはようございます。ただいまから令和7年調布市教育委員会第10回定期例会を開会いたします。

○栗原教育長 日程に入る前に事務局へ申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

○栗原教育長 本日、榎本委員は欠席でございます。

なお、本日の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達していますので、有効に成立いたします。

日程第1 令和7年調布市教育委員会第10回定期例会会議録署名委員の指名について

○栗原教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和7年調布市教育委員会第10回定期例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により千田委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 報告事項

○栗原教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。報告事項をすべて報告した後、一括質疑といたしますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、廣田教育総務課副主幹から、令和7年第3回調布市議会定期会について報告を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹 それでは、令和7年第3回調布市議会定期会について御報告いたします。資料1を御覧ください。

令和7年第3回調布市議会定期会は、1に記載のとおり、会期を9月4日から9月26日までの26日間で開催されました。

市長提出議案、市長報告は2に記載のとおり25件、そのうち教育部関連の議案等は資料1～2ページまでに記載している表のとおり、令和6年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について、令和7年度調布市一般会計補正予算（第1号）、調布市立図書館緑ヶ丘分館建設事業委託契約の3件でありました。

2ページを御覧ください。陳情は3に記載のとおり1件で、そのうち教育部関連はありませんでした。

一般質問は4に記載のとおり、22人の議員から質問が出され、そのうち教育部関連として6人の委員から質問を受けております。

説明は以上です。

○栗原教育長 次に、森木教育総務課副主幹から、令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料2をお願いいたします。

教育施設の工事における10月10日現在の進捗状況となります。

初めに、1件の工事につきまして工期の延伸の契約変更を行いました。

1ページ目をお願いいたします。

対象となった工事は、1ページの表、備考欄に「＊1」を記載したNo.2の柏野小学校受変電設備改修工事です。

契約変更の内容及び変更理由については、3ページをお願いいたします。こちらの末尾に記載しております。契約変更に至った理由は、記載のとおり、新設した受変電設備への切替作業を夏休み期間中に実施する予定でしたが、電力の供給元である東京電力との作業実施日の調整がつかず、当初予定していた工事期間での工事完了が見込めなくなつたため、工期延伸の契約変更を行いました。

次に、各工事の進捗状況の報告となります。2ページにお戻りください。

前回の定例会以降、新たに契約した工事は最下段のNo.19と、ページおめくりいただきまして、3ページ最上段のNo.20の2件です。

工事の概要として、No.19は、調和小学校の屋内プールの可動床を更新するものです。工事期間中、プールが使用できないため、来月11月4日から来年の3月31日まで屋内プールは休館となります。

No.20は、北ノ台小学校で防災盤などの更新を行うものです。

また、本日の定例会までに4件の工事が完了し、引き渡しまで完了しております。

続きまして、4ページをお願いします。

No.1の写真は、国領小学校受変電設備改修工事の施工状況で、新しい受変電設備の設置及び切替作業が完了しました。本工事は10月6日に完了検査を実施し、引き渡しまで完了しております。

No.2の写真は、柏野小学校体育館内部改修工事の施工状況で、天井面のはりの塗装改修

が完了しました。現在は内部仮設足場を一部残して撤去し、アリーナ床の施工を進めています。

No.3 の写真は、富士見台小学校給食室改修工事の施工状況で、給食室内部の設備配管を設置している状況です。

No.4 は、多摩川小学校給食室改修工事の施工状況です。富士見台小学校と同様に、給食室内部の設備配管を設置している状況となります。

No.5 の写真は、第七中学校校庭整備工事の施工状況で、グリーンダストを敷きならし、地盤高さの調整及び各種マーカーを設置している状況です。本工事は10月23日に完了検査を実施し、引き渡しまで完了しております。

No.6 の写真は、上ノ原小学校北校舎外部改修工事の施工状況で、新たに屋根材を張っている状況となります。

報告は以上です。

○栗原教育長 次に、門田指導室学校経営支援担当主幹から、令和7年9月における市内小・中学校の事故等の報告について報告を願います。門田指導室学校経営支援担当主幹。

○門田指導室学校経営支援担当主幹 私からは、令和7年9月における市内小・中学校の事故等について報告をします。資料3をお願いします。

小学校2件、中学校ゼロ件、合計2件になります。

小学校です。①発生日、9月19日金曜日、発生場所は校庭、学校管理下の事故です。対象学年は第1学年です。当該児童は、休み時間終了後、関係児童と一緒に校庭から昇降口に向かって歩いていました。関係児童が関係児童と当該児童の後方から飛んできた布製のフライングディスクをジャンプしてキャッチしようとしました。関係児童はキャッチしようとした際にバランスを崩し、関係児童の前顎部が当該児童の左ほほにぶつかりました。病院で受診し、左ほほ裂傷の診断を受け、4針縫合の処置を受けております。

②発生日、9月24日水曜日、発生場所は体育館、学校管理下の事故です。対象学年は第6学年です。当該児童は、体育の授業中、ソフトバレーボールを行っていました。当該児童は、相手チームがサーブしたボールをキャッチしようとジャンプした後、着地した際に左足首をひねりました。病院で受診し、左足首はく離骨折の診断を受けております。

報告は以上です。

○栗原教育長 廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹 恐れ入ります。1点訂正でございます。

先ほど資料1で、初めの会期の日程でございますけれども、「9月4日から9月26日まで」と読んでしまいましたが、正しくは「9月29日まで」となります。おわびして訂正いたします。申し訳ありません。

○栗原教育長 資料1の説明の際、口頭では9月26日という発言でしたけれども、資料の記載のとおり、9月29日までの26日間ということでございます。

以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見はありませんか。白倉委員。

○白倉委員 資料3の事故報告について質問させていただきます。

先日、以前調布市立小学校で発生したアレルギー事故についてのお話を詳しく伺って、事故発生から処置までの対応が非常に大事だということを痛感いたしました。そこで、先ほどの小学校の事故で、1件目の1年生の事故について少し教えていただきたいことがあります。事故が発生してから病院で受診するまで、この辺の学校の対応はいかがだったかということがまず1点です。

2点目で、この記述だと救急車を呼んでいないのですけれども、最近、出動件数や搬送人数が増えたことで、またその中で軽症者が非常に多くて、利用を減らしてほしいというような報道もございまして、救急車の要請をちゅうちょするケースがあるのかなと思って、救急車をお願いする基準というのですか、その辺はどうなっているか、少しお聞かせいただきたいと思います。

○栗原教育長 資料3の事故①についてです。この対処について。門田指導室学校経営支援担当主幹。

○門田指導室学校経営支援担当主幹 2点、御質問を伺いました。1点目が事故発生後の対応、2点目が救急搬送の基準というところで御質問いただきました。

1点目についてですが、①の事故につきましては、事故の発生が10時40分ごろとなっております。発生後、学校は保健室で養護教諭が応急処置をしております。その後、管理職が確認の下、保護者へ連絡を取っております。その際に、搬送先も含めて相談を保護者とさせていただいているという中で、保護者のほうから、いつも利用している近隣の病院で受診したいという意向があり、その後、11時ごろに近隣の病院で受診をしているという状況です。

2点目についてですが、搬送の基準といったところでございますが、指導室として、首から上の事故については救急搬送するよう周知をさせていただいているところです。また、

年度初めの校長会等で、事故発生時の対応について日本スポーツ振興センターの「スポーツ事故対応ハンドブック」をお示ししながら、事故発生時の対応フローについて周知をさせていただいている。その中には今回の事故のように、頭頸部の外傷、または熱中症、歯や口の事故、けが等も含めてケースによった対応フローについて周知をさせていただいております。

改めて今回の事故も含めてなのですけれども、事故発生後の対応について学校に適切な対応ができるよう、搬送も含めた判断がしっかりとできるよう、判断基準の1つの材料として改めてまたこのハンドブックも示しながら、学校に指導していきたいと考えます。

○栗原教育長 白倉委員。

○白倉委員 ありがとうございました。首の上の事故につきましては、本当に命にかかる問題ですので、やはり専門家の先生にきちんと診ていただくということを考えると、救急車の要請というのは、なるべく早く学校からしたほうがいいのではないかと思いまして、それをちゅうちょなく行えるように、また御指導をよろしくお願ひいたします。

また、保護者にとっても、やはり現場を見ていないので、非常に判断できない状況がありますので、校長先生、養護の先生も強気で、最優先で救急車の要請を考えていただければありがたいと思います。

○栗原教育長 そのほか、質疑、意見はありませんか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3 諸報告

○栗原教育長 続いて、日程第3、諸報告に入ります。

諸報告については、お手元の資料4から7までとなりますが、事務局からの説明は省略いたします。

これから諸報告全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見はありませんか。千田委員。

○千田委員 質問や意見でもないのですが、感想です。

資料7の文化財保護審議会の資料を読ませていただいて、2回の審議会の内容が書かれているのですが、あまり私になじみのない文化財のことについても、これを読ませていただくと、審議内容があらかた想像ができる、きちんとまとめられているので、審議会がど

ういうことをされているかということが分かりやすく、いいまとめ方だなと思いました。これですと、私どもにもどういう方向で審議会が動いているかということがよく分かりますので、ありがたいと思います。

以上、感想です。

○栗原教育長 ありがとうございます。こういった報告を通じて、市民の皆様にも本市の文化財指定などについて周知できればと考えております。何か事務局から補足はありますか。特に大丈夫ですか。

ほかに質疑、意見はありませんか。毛利委員。

○毛利委員 私からも少し感想なのですが、資料6の図書館審議会のところを見させていただいて、特に中学生へお勧めの本とかにも力を入れられているということで、実は先日、図書館のほうも見学させていただいて、そういうコーナーも作っているということで、力を入れているのが本当に子どもたちのためになるなと思って感心しました。子どもだけではなくて大人も使う施設ではありますが、特に子どもの読書離れは進んでいると言われていますので、今後はぜひそこも力を入れていただけると助かります。よろしくお願ひいたします。

○栗原教育長 ありがとうございました。感想ということでよろしいですね。

○毛利委員 はい。

○栗原教育長 ほかに質疑、意見はありませんか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 ほかになければ、以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案

議案第34号 臨時代理の承認について（調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令）

○栗原教育長 続いて、日程第4、議案に移ります。

議案第34号「臨時代理の承認について」を議題といたします。

本件について、廣田教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹 それでは、議案第34号「臨時代理の承認について」、御説明いたします。

本件は、議案書の下段に記載のとおり、調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令について、教育長が臨時代理により処理いたしましたので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第2項の規定により提案するものでございます。

資料をおめくりいただきまして、新旧対照表の3ページ、横向きになります。御覧ください。

改正内容につきましては、調布市の契約事務規則第27条第1項第6号の改正による市長部局における主管課契約の金額範囲の変更に伴いまして、学校で取り扱う請負、または委託による事業、物品の購入等に関する決裁の金額を30万円から50万円に改めるものでございます。

本訓令の施行日は令和7年10月1日です。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申しあげます。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

以上で今定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和7年調布市教育委員会第10回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員